

1 事案の概要

当该校は、加害児童による被害児童への3つの行為（下記①～③）について、それぞれ発生日にいじめとして認知した。③の事案の発生日に、当该校から松江市教育委員会へ被害児童に係る対応状況の説明があり、松江市教育委員会は被害児童がいじめを原因として欠席した疑いがあること及び医師の診断を受けたことを把握した。当该校からの説明を受け、松江市教育委員会は当该校に対し、いじめの重大事態の疑いをもって対応するよう求めた。被害児童は③の事案以降登校できていなかったが、令和6年10月より登校を再開している。

【いじめの加害行為】

- ①令和6年4月下校時、児童3人（加害児童を含む）に置いて行かれたり、にらまれたりした。
- ②令和6年4月終礼時、加害児童に名札の針を向けられた。
- ③令和6年6月授業時、被害児童がロッカーに向かった際、加害児童にお腹を殴られた。

2 調査の目的

- (1) 令和6年10月31日、本件について推進法第28条第1項第1号及び第2号の重大事態の疑いがあるものとして、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（文部科学省 令和6年8月改訂版 以下、「ガイドライン」という。）に基づき、本件の調査のために、松江市教育委員会のもとに弁護士、医師、臨床心理士の第三者を含む第三者委員会（以下、「本委員会」という。）を設置した。
- (2) 本委員会では、重大事態に「対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため」（推進法第28条第1項柱書）に調査を行うこととし、いじめ被害の事実関係並びに本件についての当该校や市教育委員会の対応について評価、再発防止に向けての提言を行うことを目的とする。

なお、本委員会の調査目的は上記のとおりであり、「民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではない。」（ガイドライン3頁）。

3 調査委員会の構成

重大事態の調査組織については、教育委員会等方式であり、「教育委員会の指導主事等学校の設置者の職員のほか、必要に応じて、弁護士、医師、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家が参画した調査組織」（ガイドライン21頁）である。

本委員会は、ガイドラインに従って、松江市教育委員会から4名、弁護士1名、医師1名、臨床心理士1名の合計7名で構成した。

なお、調査組織について「公平性・中立性を確保する観点から、第三者性が確保された調査組織となるよう努める」（ガイドライン21頁）との方針が示されていることから、弁護士、医師及び臨床心理士には、本件に関して利害関係がないことを事前に確認を行った。

4 本調査の対象について

- (1) 重大事態にあたるものとして報告された事実の認定
- (2) (1)における認定事実が推進法第2条第1項の「いじめ」に該当するか
- (3) 「いじめ」に該当する場合に、推進法第28条第1項第1号又は第2号の重大事態に該当するか。
- (4) 当该校及び松江市教育委員会の対応及び問題点
- (5) 重大事態と同種の事態の発生防止のための提言

5 委員会の開催状況

全11回（令和6年12月3日～令和7年10月20日）

（主な内容）・調査の目的、聴き取り調査について
・再発防止策について

6 事前説明の実施状況

全3回（令和7年1月9日～令和7年2月28日）

（事前説明対象者） 被害児童保護者、加害児童保護者

7 聴き取り調査の実施状況

全9回（令和7年2月5日～令和7年8月4日）

（聴き取り対象者） 被害児童保護者、加害児童保護者、関係児童保護者、教職員、教育委員会、
医師

※被害児童及び加害児童への直接の聴き取りは保護者と協議の上、実施しないこととした。

ただし、加害児童からは、当委員会が作成したアンケートに回答があった。

8 調査結果及び重大事態の認定

調査の結果、加害児童が行った①～③の行為を事実と認定し、推進法の「いじめ」に該当すると判断した。

本調査において認められた被害児童の症状は、不登校を強いられるほど加害児童に会うことを忌避する状態であるから、「心身」に「重大な被害を負った」と言える。また、被害児童が加害児童に会うことに抵抗があり、加害児童と校内で出会うことを避けるために登校を控えたと言え、被害児童自身の意思により不登校の道を選択せざるを得なかったと言わざるを得ない。したがって、「いじめ」により「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている」と言える。以上のことから、本いじめ事案は推進法第28条に規定する「重大事態」第1号及び第2号に該当する。

9 今後の提言

(1) 推進法の理解を深めること

本報告書において、推進法が定義する「いじめ」は、被害児童の主観によって判断される旨を述べた。このような「いじめ」の判断基準が、教職員及び教育委員会において正しく理解をされているのか、という点について本調査では明らかではないが、今後も類似の事案が発生した際に、迅速に適切に対応するために、理解しておく必要がある。そして、「いじめ」の理解を促進することが、早期のいじめ発見に繋がるであろうし、「いじめ」を防止することにも繋がるであろう。そのために、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士等の専門家による教職員全員に対する研修の実施を提言する。また、教育委員会、子ども家庭支援課等の関係機関も含めた校内会議を開催することも「いじめ」理解の促進に繋がるであろう。

(2) 加害児童の理解を促す対応をとること

本調査において行ったアンケートによると、加害児童は、教職員との間で信頼関係を築くことができず、十分な意思疎通を行うことができていると伺われる回答を行った。そのため、加害児童が自ら行った行為の意味を深く考えることなく、また顧みる事もなかったために、教職員が指導したにもかかわらず複数回行ったものであると思われる。そこで、教職員及び教育委員会は、加害児童が根本から理解をして自らの行動をコントロールできるよう指導・支援していくべきである。自らの行為の意味に理解が及ばず、「いじめ」行為を行ってしまい、加害児童となる者が出ることを可能な限り防ぐことが、加害児童の将来のためにもなるからである。ただ、児童の理解力には、年齢や様々な要因により大きな差があり、困難を極める可能性もあるが、粘り強く指導・支援していただきたい。以上のような加害児童への指導・支援にあたっては、専門機関や医療機関の活用を検討して、外部機関の支援を受けながら指導・支援を行っていく必要もあるだろう。その際に、保護者とも綿密に連携を取り、

保護者の理解を得る必要がある。

(3) 被害児童及び加害児童へのかかわりの程度のバランスについて

いじめ事案では、いじめの被害児童の対応が最優先されることはもちろんあるが、加害児童への対応も当然必要である。事案の性質等様々な事情によって、被害児童へのかかわりと加害児童へのかかわりの程度は当然異なるが、加害児童への対応がおざなりにならないようバランスを意識して対応する必要がある。この点に関しては、後述する組織体制の整備により、加害児童への対応についても情報共有を行い、複数の教職員で対応することができる体制の構築が必要である。

(4) 校内の組織体制の整備について

担当教職員が一人又はごく少数で対応をすることは、事案に対する継続的な対応が困難となるリスクを抱える。そこで、教職員が安心して対応できるように、負担が集中しない体制作りが必要となる。そのためには、管理職を中心とした組織的対応を基盤として、教職員同士が互いの職務に関心を持ち、指導・支援を行うことのできる教職員集団づくりを進めることが必要である。また、複数の教職員で対応するためには、情報を共有することが必要であるから、保護者からの連絡については、些細なことであっても学年部や学校全体で情報共有を行い、保護者の訴えや相談の一つ一つに丁寧な対応を進めていくことが必要である。そして、情報を共有するためには、その前提として情報を収集する必要がある。そこで、教職員は、複数の視点で児童を観察し、児童の些細な変化を見逃さない組織作りが必要である。さらに、教職員の対応については、その事案の大小にかかわらず日常的に記録し、適切に管理職等に報告・共有がなされるよう周知徹底することが必要である。

(5) 合理的な理由を説明すること

いじめ事案での対応の中で、加害児童に対して別室登校、出席停止等の不利益な対応をとらなければならない場合もあり得る。その際に、不利益な対応をとる理由が合理的でなければ、加害児童は納得できず、さらにいじめを繰り返したり、自他加害行為に及ぶ可能性も考えられる。そのような事態が生じることを防止するために、教職員は、加害児童に対して合理的な理由を説明できるように研鑽をする必要がある。なお、被害児童に対しても合理的な理由を説明できるようにすることは当然である。